

まずは
この一冊から!

大変わかりやすく、モヤモヤがスッキリ!

などと大好評セミナー
海外の「製品環境規制入門 基本のキ セミナー」
の内容について、**待望の書籍化!**

図解でわかる! 海外の 製品環境法規制 —基本のキ—

萩原利哉 著

A5判/172頁 定価: 2,860円 (本体2,600円+税10%)

図解でわかる!
海外の
製品環境法規制
—基本のキ—

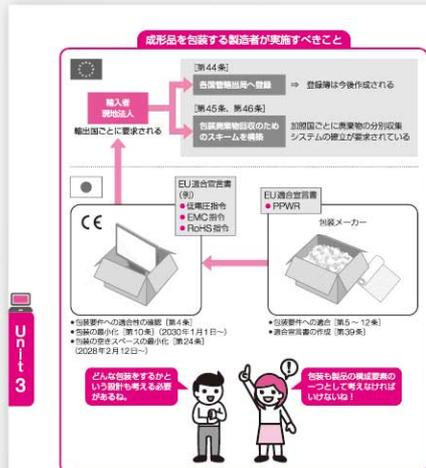
萩原利哉 著

大好評のセミナー、待望の書籍化

海外の製品環境法規制対応を行う
担当者必携の書!

「非常に勉強になった」「新たな視点を得られた」「大変わかりやすく、モヤモヤがスッキリ」など受講者から大好評のセミナーをこのたび書籍化。これだけは知っておきたいポイントを、図解形式でわかりやすく解説。担当者が押さえておくべき製品環境法規制の全体像を理解!

第一法規



EU 包装および包装廃棄物規制
成形品製造者が実施すべきこと

あらゆる成形品は、最終ユーザーに受け渡す際に包装が必要不可欠です。EUへ成形品を上げる場合、製造者は成形品そのものだけでなく、その包装も含めてEU法に適合させる必要があります。また、EU域内の輸入者も、これらの要求事項に適合していることを確認するなどの責任を負います。成形品製造者にとって、使用する包装の選定と包装仕様の明確化が重要になります。

要求事項の全体像

成形品を包装する製造者の実施事項は、図に示すとおりです。

包装の選定は、製造者がPPWRの適合性を確保し、EU適合宣言書が発行できる包装を採用することが望ましいです。PPWRに適合していない包装を採用する場合は、成形品製造者が包装を設計・製造する場合は、適合性評価を実施することになります。空きスペースの最小化といった持続可能性に関する要件に適合するため、設計段階から適切な包装を選択する必要がある場合があります。

成形品の包装が初めて上市される場合、または最終使用者ではない事業者が包装を依頼する場合には、輸入者または「生産者」と位置づけられる「生産者」は、各国管轄当局への生産者登録を行い、欧米企業責任を負うこととなります。具体的には、成形品の包装の審査回数のために、生産者責任団体へ所属するか、自社で回収スキームを構築することが要求されます。また、さらにかかる費用に加え、包装廃棄物取扱容量の表示の回収された部分ごとの組成表示にかる費用も求められます。これら要求事項の詳細は、委任状や実施指針として今後提供されていく予定です。成形品製造者は、包装を構成部品と同様に管理し、包装製造者のPPWR対応状況を把握しておくことが重要です。

- 海外の製品環境法規制の基本的な考え方と主要法令を図解で解説!
- デファクトスタンダードであるEU法・米国法の基本枠組みを体系的に解説!
- 豊富な企業コンサルティング経験をもとに、現場の疑問に答える実務に必要な基礎知識を解説!

海外の製品環境法規制対応を行う上で、押さえておかななくてはならない「基本のキ」や

これだけは知っておきたいポイントを、図解形式でわかりやすく提示。

担当者が押さえておくべき製品環境法規制の全体像を一目で理解できる1冊!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

わかりやすい図と平易な言葉で製品環境規制の基本がわかる!

Unit 2



POPs条約と国内法の関係

条約の改正が国連事務総長から通知されると、締約国はその改正内容を実施する必要があります。ただし、条約には具体的な方法は示されません。したがって、締約国は国内実施計画を策定し、自国の法律に反映させることで、条約の要求事項を実施することになります。

締約国の国内法の例として、EUではPOPs規則、日本では化審法、韓国では残留性汚染物質管理法、中国では重点管理新汚染物質目録などが挙げられます。台湾は、正式な締約国ではありませんが、「毒性および懸念化学物質管理法」でPOPs

附属書の改正と国内法の関係

COPで採択された条約の附属書の改正内容は、国連事務総長による通知の日から1年を経過した時に効力を生じます。したがって、締約国は国連事務総長による通知の日から1年以内に改正内容を国内法へ反映させる必要があります。条約の附属書の改正を受諾することができない

国際的な取組み

POPs条約③
各国国内法への落とし込み

日本では化審法

場合には、国連事務総長による通知の日から1年以内に、その旨を国連事務総長に対して書面で通告する必要があります。

日本では、附属書AおよびBに収載される物質は化審法の第一種特定化学物質に指定され、化学物質の製造・輸入の禁止、政令で定める第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入が禁止されます。また、輸出貿易管理令により、特定された製品の輸出は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならないとされています。附属書Cに収載される物質は、ダイオキシン類対策特別措置法などの排出規制や、BATの原則による排出抑制対策によって対応する仕組みになっています。

これを知っておきたい!

化審法
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」は化審法と呼ばれる。人の健康を損なうおそれまたは動植物の生育・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律。

輸出貿易管理令
「外国為替及び外国貿易管理法」(外為法)の第26条第48条、第49条、第67条、第69条および附則第4項の規定に基づき、ならびに同法の規定を実施するために制定された政令。

BATの原則
BATは、Best Available Technology/Techniques (利用可能な最良の技術) のうち、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきという考え方。



内容構成 (抜粋)

- Unit 1 **製品環境法規制の「基本のキ」**
◆世界の製品環境法規制 ◆基本的事項
- Unit 2 **これだけは知っておきたい! 主要製品環境法規制の法令別ポイント**
◆基本的事項 ◆PFAS ◆国際的な取組み ◆化学物質管理 ◆製品含有化学物質管理
- Unit 3 **循環型経済へ向けた規制**
◆循環型経済へ向けた規制
- Unit 4 **海外法規制を自分でウォッチするために**
◆EU法の建付けとできるまで ◆米国の建付けとできるまで ◆その他の国・地域の法体系 ◆製品環境法規制の「読み方」
- Unit 5 **製品環境法規制の実務対応のイロハ**
◆製品環境法規制のはじまり ◆サプライチェーンの重要性 ◆製品含有化学物質情報の伝達 ◆製品含有化学物質管理のしくみ

詳細・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

🔍 **第一法規**

検索 CLICK!



申込書 (第一法規)

図解でわかる! 海外の製品環境法規制—基本のキ—
●定価2,860円(本体2,600円+税10%) [コード097477]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	--

〒 _____ 年 月 日

ご住所 _____

機関名 _____ **部署名** _____ 公用 私用

フリガナ _____ **TEL** _____

ご氏名 _____ 様 **E-mail** _____ @ _____

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daichihokki.com/jp/support/contact/contact.php) かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印